

第九十八回国会 文 教 員 会 議 錄 第一號

(五七)

本国会召集日（昭和五十七年十二月二十八日）(火曜日)（午前零時現在）における本委員は、次のとおりである。

委員長 青木 正久君

理事 石橋 一弥君
理事 中村 靖君
理事 佐藤 誠君
理事 鍛治 清君
赤城 宗徳君
浦野 悅興君
高村 正彦君
坂本 三十次君
西岡 武夫君
三塚 博君
嶋崎 謙君
山口 鶴男君
栗田 重武君
河野 洋平君
白井日出男君
久保田円次君
坂田 道太君
櫻内 義雄君
葉梨 行信君
渡辺 栄一君
中西 繢介君
湯山 勇君
佐々木良作君
山原健二郎君
文部大臣 濑戸山三男君

出席政府委員
出席國務大臣

文部政務次官 大塚 雄司君
文部大臣官房長 高石 邦男君
文部大臣官房審 齊藤 尚夫君
議官 文部大臣官房会 計課長 國分 正明君

昭和五十七年十二月二十八日
児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校
及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法
案（長谷川正三君外三名提出、第九十三回国会
衆法第一号）

学校教育法等の一部を改正する法律案（中西繢
介君外四名提出、第九十四回国会衆法第七号）
公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に
関する法律案（馬場昇君外四名提出、第九十
六回国会衆法第六号）

商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者
等の権利に関する法律案（石橋一弥君外三名提
出、第九十六回国会衆法第三七号）

同月七日

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正
する法律案（内閣提出第九号）

同渡辺貢君紹介（第九三号）

昭和五十八年二月九日
辞任 矢野 純也君
有島 重武君
矢野 純也君
同月二十二日
同月二十三日
理事長谷川正三君同日理事辞任につき、その補
欠として馬場昇君が理事に当選した。

補欠選任
矢野 純也君
有島 重武君
矢野 純也君

教育条件の整備充実等に関する請願（井上一成
君紹介）（第六三号）
同（中野寛成君紹介）（第一六五号）
教科書無償制度の継続等に関する請願（井上一
成君紹介）（第六四号）
私学に対する助成に関する請願（安藤義君紹介）
(第六五号)
同（岩佐恵美君紹介）（第六六号）
同（浦井洋君紹介）（第六七号）
同（小沢和秋君紹介）（第六八号）
同（金子満広君紹介）（第六九号）
同（栗田翠君紹介）（第七〇号）
同（辻第一君紹介）（第七一号）
同（柳利夫君紹介）（第七二号）
同（瀬崎博義君紹介）（第七三号）
同（栗田翠君紹介）（第七〇号）
同（寺前巖君紹介）（第七六号）
同（林百郎君紹介）（第八〇号）
同（瀬長亜次郎君紹介）（第七四号）
同（中島武敏君紹介）（第七八号）
同（野間友一君紹介）（第七九号）
同（中路雅弘君紹介）（第七七号）
同（東中光雄君紹介）（第八二号）
同（不破哲三君紹介）（第八二号）
同（藤田スミ君紹介）（第八三号）
同（三浦久君紹介）（第八七号）
同（正森成二君紹介）（第八五号）
同（松本善明君紹介）（第八六号）
同（三浦久君紹介）（第八七号）
同（三谷秀治君紹介）（第八八号）
同（正森成二君紹介）（第八九号）
同（鞍輪幸代君紹介）（第八九号）
同（村上弘君紹介）（第九〇号）
同（山原健二郎君紹介）（第九一号）
同（四ツ谷光子君紹介）（第九二号）
同（渡辺貢君紹介）（第九三号）

出席委員	委員長 石橋 一弥君 理事 中村 靖君 理事 佐藤 誠君 理事 長谷川正三君 理事 三浦 隆君 理事 白井日出男君	葉梨 信行君 理事 狩野 明男君 理事 船田 元君 理事 馬場 昇君 理事 鍛治 清君 理事 石橋 一弥君
出席委員	委員長 石橋 一弥君 理事 中村 靖君 理事 佐藤 誠君 理事 長谷川正三君 理事 三浦 隆君 理事 白井日出男君	葉梨 信行君 理事 狩野 明男君 理事 船田 元君 理事 馬場 昇君 理事 鍛治 清君 理事 石橋 一弥君

昭和五十八年二月二十三日（水曜日）

午前十時三十二分開議

出席委員	委員長 石橋 一弥君 理事 中村 靖君 理事 佐藤 誠君 理事 長谷川正三君 理事 三浦 隆君 理事 白井日出男君	葉梨 信行君 理事 狩野 明男君 理事 船田 元君 理事 馬場 昇君 理事 鍛治 清君 理事 石橋 一弥君
委員の異動	山口 鶴男君 嶋崎 謙君 櫻内 義雄君 野上 徹君 伊賀 定盛君 昇君	中嶋武敏君 齊藤 尚夫君 大崎 仁君 宮野 禮一君 西崎 清久君 阿部 充夫君 浦山 太郎君

委員外の出席者

文教委員会調査 室長 中嶋 米夫君

委員の異動
同月二十八日
辞职

補欠選任

出席委員	委員長 石橋 一弥君 理事 中村 靖君 理事 佐藤 誠君 理事 長谷川正三君 理事 三浦 隆君 理事 白井日出男君	葉梨 信行君 理事 狩野 明男君 理事 船田 元君 理事 馬場 昇君 理事 鍛治 清君 理事 石橋 一弥君
委員の異動	山口 鶴男君 嶋崎 謙君 櫻内 義雄君 野上 徹君 伊賀 定盛君 昇君	中嶋武敏君 齊藤 尚夫君 大崎 仁君 宮野 禮一君 西崎 清久君 阿部 充夫君 浦山 太郎君

委員外の出席者

文教委員会調査 室長 中嶋 米夫君

委員の異動
同月二十八日
辞职

補欠選任

高校新設費国庫補助増額等に関する請願(小杉隆君紹介)(第九四四号)	同(福岡義登君紹介)(第三一四号)
学費の父母負担軽減等のため私学助成の増額に関する請願(藤原ひろ子君紹介)(第一〇九号)	同(下平正一君紹介)(第三四五号)
同(玉置一弥君紹介)(第一六七号)	同(山花貞夫君紹介)(第六〇七号)
私学助成の増額に関する請願(渡辺貢君紹介)(第一一〇号)	同(山本政弘君紹介)(第六〇八号)
同外十八件(戸田菊雄君紹介)(第一一四号)	私学助成の増額等に関する請願(井上一成君紹介)(第三四〇号)
同(上坂昇君紹介)(第一六八号)	私学の学費値上げ抑制、父母負担軽減及び教育・研究の発展に関する請願外一件(城地豊司君紹介)(第三四一号)
同(佐藤誼君紹介)(第一六九号)	同(竹内猛君紹介)(第三四一号)
同(関晴正君紹介)(第一七〇号)	大学院生・研究生の学術研究条件改善等に関する請願(長谷川正三君紹介)(第三四三号)
同外四件(日野市朗君紹介)(第一七一号)	教科書の統制反対等に関する請願(中路雅弘君紹介)(第三九四号)
同(八木昇君紹介)(第一七二号)	私学の学費値上げ抑制、父母負担の軽減等に関する請願(水田稔君紹介)(第四〇〇号)
公立大学・公立短期大学に対する国庫助成制度等に関する請願(加藤万吉君紹介)(第一二六号)	同外五件(水田稔君紹介)(第四七六号)
教科書の統制反対等に関する請願(中路雅弘君紹介)(第一二七号)	同外二件(水田稔君紹介)(第五二〇号)
私学に対する公費助成の増額等に関する請願(玉置一弥君紹介)(第一六四号)	私学助成の増額に関する請願(岩垂寿喜男君紹介)(第四五六号)
二月五日 私学の学費値上げ抑制、父母負担の軽減等に関する請願外一件(水田稔君紹介)(第一二六号)	同(小沢貞孝君紹介)(第四五七号)
同外一件(矢山有作君紹介)(第二二七号)	同月十六日 私学の学費値上げ抑制、父母負担の軽減等に関する請願(矢山有作君紹介)(第五三五号)
同外一件(水田稔君紹介)(第二七八号)	同外一件(水田稔君紹介)(第五五五号)
同(矢山有作君紹介)(第一二九号)	同外一件(水田稔君紹介)(第六一三号)
同(矢山有作君紹介)(第三四七号)	同(矢山有作君紹介)(第六一四号)
教育条件の整備充実等に関する請願(村上弘君紹介)(第一二九号)	同外一件(矢山有作君紹介)(第六五八号)
高校新設費国庫補助増額等に関する請願(飛鳥田一雄君紹介)(第一二二〇号)	同(野間友一君紹介)(第六五九号)
私学助成の増額に関する請願(関晴正君紹介)(第一二九号)	義務教育諸学校の教科用図書無償給与制度の存続に関する請願(安藤君紹介)(第六一〇号)
(第一二七四号)	同(高沢寅男君紹介)(第六〇五号)
同外五件(戸田菊雄君紹介)(第一二七五号)	(愛知県議会議長高橋アキラ)(第三三三号)
同外四件(日野市朗君紹介)(第一二七六号)	二月十七日 過疎地における教育の充実発展に関する陳情書(大分県日田郡中津江村議長鷹野勉)(第三〇号)
同(森井忠良君紹介)(第一二七七号)	公立文教施設整備に関する陳情書(北海道議会議長松浦義信)(第三二一號)
同(佐藤誼君紹介)(第三一三号)	道議会議長松浦義信外一名(第三二一號)
○葉梨委員長 文教施策充実に関する陳情書(山形市緑町一の二一石川清秀)(第三四四号)	文教施策充実に関する陳情書(山形市緑町一の二一石川清秀)(第三四四号)
この際、一言ございさつ申し上げます。	長松浦義信外二名(北海道議会議長松浦義信外二名)(第三五五号)
先般、私は、当文教委員会の委員長に就任いたしました。まことに身に余る光榮と存じます。	日本育英会奨学資金貸与の有利子化反対に関する陳情書外一件(東大阪市議会議長西田友之助外一名)(第三六六号)
国政の基本である教育並びに学術文化を所管する当委員会の使命は重大であり、自己の職責の重きを痛感しております。	は本委員会に参考送付された。
委員会の運営に当たりましては、その権威を保持するとともに、常に公正、円滑を旨とし、誠心誠意努力いたす所存でありますので、委員各位の御協力を心からお願い申し上げます。(拍手)	本日の会議に付した案件
○葉梨委員長 理事の辞任及び補欠選任	理事の辞任及び補欠選任
同月十九日 小委員会設置に関する件	小委員会設置に関する件
同月二十日 国政調査承認要求に関する件	国政調査承認要求に関する件
同月二十一日 学生寮の充美、発展等に関する請願(大原亨君紹介)(第八二九号)	学生寮の充美、発展等に関する請願(湯山勇君紹介)(第八三〇号)
同月二十二日 学校事務職員の待遇等に関する請願(鈴木強君紹介)(第八六七号)	学校事務職員の待遇等に関する請願(大原亨君紹介)(第八三〇号)
同月二十三日 私学に対する公費助成制度確立等に関する請願(中村重光君紹介)(第八六八号)	私学助成の増額に関する請願(岩垂寿喜男君紹介)(第八六七号)
同月二十四日 私学助成の増額に関する請願(蓑輪幸代君紹介)(第八六九号)	私学助成の増額に関する請願(蓑輪幸代君紹介)(第八六八号)
同月二十五日 私学助成の増額等に関する請願外二件(井岡大治君紹介)(第九三九号)	私学助成の増額等に関する請願外二件(井岡大治君紹介)(第九三九号)
同月二十六日 私学の学費値上げ抑制、父母負担の軽減等に関する請願(矢山有作君紹介)(第五五五号)	私学の学費値上げ抑制、父母負担の軽減等に関する請願(矢山有作君紹介)(第五五五号)
同月二十七日 過疎地における教育の充実発展に関する陳情書(大分県日田郡中津江村議長鷹野勉)(第三〇号)	過疎地における教育の充実発展に関する陳情書(大分県日田郡中津江村議長鷹野勉)(第三〇号)
同月二十八日 公立文教施設整備に関する陳情書(北海道議会議長松浦義信)(第三二一號)	公立文教施設整備に関する陳情書(北海道議会議長松浦義信)(第三二一號)
同月二十九日 道議会議長松浦義信外一名(第三二一號)	道議会議長松浦義信外一名(第三二一號)
同月三十日 義務教育諸学校の教科用図書無償給与制度の存続に関する請願(安藤君紹介)(第六一〇号)	義務教育諸学校の教科用図書無償給与制度の存続に関する請願(安藤君紹介)(第六一〇号)
同月三十一日 同(高沢寅男君紹介)(第六〇四号)	同(高沢寅男君紹介)(第六〇五号)
同月三十二日 (愛知県議会議長高橋アキラ)(第三三三号)	(愛知県議会議長高橋アキラ)(第三三三号)

文教施策充実に関する陳情書(山形市緑町一の二一石川清秀)(第三四四号)

長松浦義信外二名(北海道議会議長松浦義信外二名)(第三五五号)

日本育英会奨学資金貸与の有利子化反対に関する陳情書外一件(東大阪市議会議長西田友之助外一名)(第三六六号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

小委員会設置に関する件

国政調査承認要求に関する件

学生寮の充美、発展等に関する請願(湯山勇君紹介)(第八二九号)

学生寮の充美、発展等に関する請願(大原亨君紹介)(第八三〇号)

私学助成の増額に関する請願(岩垂寿喜男君紹介)(第八六七号)

私学助成の増額に関する請願(蓑輪幸代君紹介)(第八六八号)

私学助成の増額等に関する請願外二件(井岡大治君紹介)(第九三九号)

私学助成の増額等に関する請願外二件(井岡大治君紹介)(第九三九号)

私学の学費値上げ抑制、父母負担の軽減等に関する請願(矢山有作君紹介)(第五五五号)

私学の学費値上げ抑制、父母負担の軽減等に関する請願(矢山有作君紹介)(第五五五号)

同外一件(水田稔君紹介)(第六一三号)

同外一件(水田稔君紹介)(第六一三号)

同外一件(水田稔君紹介)(第六一四号)

同外一件(矢山有作君紹介)(第六五八号)

同(野間友一君紹介)(第六五九号)

同(野間友一君紹介)(第六五九号)

義務教育諸学校の教科用図書無償給与制度の存続に関する請願(安藤君紹介)(第六一〇号)

義務教育諸学校の教科用図書無償給与制度の存続に関する請願(安藤君紹介)(第六一〇号)

同(高沢寅男君紹介)(第六〇四号)

同(高沢寅男君紹介)(第六〇五号)

(愛知県議会議長高橋アキラ)(第三三三号)

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○葉梨委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

引き続き、理事の補欠選任の件についてお諮ります。

ただいまの理事辞任に伴うその補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○葉梨委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは理事に馬場昇君を指名いたします。

(拍手)

○葉梨委員長 御異議なしと認めます。よって、件についてお諮ります。

文教行政の基本施策に関する事項
学校教育に関する事項
社会教育に関する事項
体育に関する事項
学術研究及び宗教に関する事項
国際文化交流に関する事項
文化財保護に関する事項

以上各事項につきまして、本会期中、国政に関する調査を行うため、議長に対し、国政調査承認

要求を行うこととし、その手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○葉梨委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○葉梨委員長 次に、文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。
文教行政の基本施策に関し、文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。瀬戸山文部大臣。

○瀬戸山国務大臣 第九十八回国会におきまして、文教一般の問題を御審議いただけに当たり、所信の一端を申し述べます。

今日のわが国は、引き続き、かつてない厳しい財政状況下にあって、いかにして活力ある文化國家を築いていくか、また、相互依存の度合いをますます深めつつある国際社会の中で、いかにして国際協力と国際協調を進めていくかを、国政の基本課題として考えていかなければなりません。

私は、国政の課題であるこの国づくりの基礎となる人づくりを、あらゆる場を通じて進めなければならぬものと考えており、そのためには、学

校、家庭、社会のそれぞれの教育機能を充実強化し、一方でわが国の未来を担う健全な青少年の育成を目指すとともに、他方では、国民が、複雑に変化する社会環境の中で、生涯にわたってその個性、能力を伸ばし、自己啓発向上を図り、生きがいのある充実した生活を送ることができるよう、また、国民が、進展する国際社会の中で信頼と尊敬を得て活躍できるよう図っていくことが文教行政の基本であると考えております。さらに、わが国のみならず、世界の発展に貢献し得る独創的、先駆的な学術研究を振興するとともに、わが国のすぐれた伝統文化の継承と新しい文化の創造に努めていくことも文教行政の重要な課題と考えております。

私は、このような認識の上に立って、長期的な展望のもとに、以下の施策を総合的に進めてまいります。

第一は、初等中等教育の改善充実についてであります。初等中等教育の改善充実についてであります。

第一は、初等中等教育の改善充実についてであります。初等中等教育の改善充実についてであります。

第一は、初等中等教育の改善充実についてであります。

第一は、初等中等教育の改善充実についてであります。

生徒一人一人の能力と適性に応じたよりきめ細かな教育を行ひ得るよう財政事情を考慮しつつ、その改善に努めています。

また、学校教育の成否は、実際に教育に携わる教員の資質と指導力にかかっているものであり、教員が自らの行いをもつて全身で教育を行うことにより真の成果が期待できるものであります。このため、教員の資質向上を図ることはきわめて重要な課題であり、教員が教育者としての使命を自覚し、その職務を遂行するよう、教員養成及び教員の現職教育の充実に意を用いてまいる所存であります。

教科書制度については、義務教育教科書の無償給与制度を引き続き存続させることとしたほか、教科書の検定について、今後ともその記述が教育的に適切なものとなるよう最善の努力を払ってまいりたいと考えております。

なお、初等中等教育については、社会の進展や過去の経験等に照らし検討を加え改善してまいりましたが、今後予想される時代の変化や児童生徒の能力、適性等が多様化している実態に対応するため、昭和五十六年十一月以来、中央教育審議会において、「時代の変化に対応する初等中等教育の教育内容などの基本的な在り方について」幅広い視野から長期的展望のもとに御審議いただいております。

また、希望するすべての児童が幼稚園に就園できるよう、幼稚園教育の整備充実に努め、心身に障害を持つ児童生徒に対する特殊教育の一層の振兴充実を図るとともに、児童生徒の健康の保持増進と体力の向上を図るために、学校体育、学校保健、学校安全の充実、豊かで魅力ある学校給食の推進に努めてまいります。

第二は、高等教育の整備充実についてであります。

高部省といたしましては、来るべき二十一世紀のわが国を担う健全な青少年の育成が国民的課題であるとの観点に立ち、昭和五十七年度から、全省を挙げて青少年の豊かな心を育てる施策を総合的に推進し、この問題の解決に力を尽くしてまいります。

第一は、初等中等教育の改善充実についてであります。

第一は、初等中等教育の改善充実についてであります。

次に、青少年の非行や校内暴力等の問題についてでありますが、こうした問題がなかなか後を絶たず、依然として大きな社会問題の一つともなっています。このことは、まことに憂慮にたえないところであります。非行や校内暴力の背景には、物質的な豊かさの中での大切さが見失われがちな社会の風潮、家庭におけるしつけ、学校における教育指導のあり方等、さまざまな要因が考えられます。この問題に対しては、単に非行の防止等に終始することなく、長期的視野に立って青少年の健全育成の実を上げるための総合的な対策をとることが肝要であり、そのためには、学校、家庭、社会がそれぞれの教育的役割を十分に發揮しながら、その連携を強め、一体となつて積極的に青少年の人格形成を図っていくことが大切であると考えます。

社会がそれぞれの教育的役割を十分に發揮しながら、その連携を強め、一体となつて積極的に青少年の人格形成を図っていくことが大切であると言えます。この問題に対しては、単に非行の防止等に終始することなく、長期的視野に立って青少年の健全育成の実を上げるための総合的な対策をとることが肝要であり、そのためには、学校、家庭、社会がそれぞれの教育的役割を十分に發揮しながら、その連携を強め、一体となつて積極的に青少年の人格形成を図っていくことが大切であると言えます。

文部省といたしましては、来るべき二十一世紀のわが国を担う健全な青少年の育成が国民的課題であるとの観点に立ち、昭和五十七年度から、全省を挙げて青少年の豊かな心を育てる施策を総合的に推進し、この問題の解決に力を尽くしてまいります。

第一は、初等中等教育の改善充実についてであります。

第一は、初等中等教育の改善充実についてであります。

第一は、初等中等教育の改善充実についてであります。

第一は、初等中等教育の改善充実についてであります。

教育システムの設立を目指して、本年四月に放送大学を設置し、昭和六十年四月の学生受け入れに向けての準備を推進してまいりました。

大学入試については、入学者選抜方法の改善工夫にさらに努めるよう各大学の留意を促し、学歴偏重の社会的風潮の是正や国公私立の各大学の整備充実等の施策とも相まって改善の実を上げてまいりました。共通第一次学力試験を取り入れた新しい入学者選抜方法については、これまでの実施の経験をもとに、さらに適正な運営を期してまいる所存であります。

また、育英奨学事業については、引き続き充実を図るとともに、そのあり方について調査研究をさらに進めることといたしております。

なお、わが国の将来についての長期的な展望に立つた高等教育の計画的整備のあり方につきましては、昭和五十八年度においても引き続き大学設置審議会に御審議いただくことといたしております。

第三は、私学の振興についてであります。私立学校は、大学から幼稚園に至るまでそれぞれの学校段階において建学の精神に基づいた特色ある教育を行うことにより、わが国の学校教育の普及と発展に多大の貢献をいたしております。今日、私学に寄せられる国民の期待はますます大きくなってきており、私学においてもその社会的責任を自覚して国民の信頼にこだえていく必要があります。私立学校がその使命を達成できるよう引き続き私学助成の推進を図り、特に、わが国の高等教育において約八割を占める私立大学の質的向上に配慮する等、私立学校の教育研究条件の維持向上等に努めてまいりたいと考えております。

また、専修学校についても、その特色を生かした適切な振興方策について配慮してまいりたいと存じます。

第四は、学術研究の振興についてであります。大学を中心とする学術研究の発展は、わが国学問の基礎の確保と水準の維持向上を図る上で重

要欠くべからざるものであり、したがってその振興を図ることは、国家社会のあらゆる分野の発展の基盤を形成するものとしてきわめて重要な課題であります。特に、近年社会的に重要な課題となっている資源エネルギー問題等の解決のためにも、独創的、先駆的な学術研究の一層の振興が強く要請されているところであります。

このような大学における学術研究の推進の重要性を踏まえ、科学研究費の充実等、研究基盤の整備に努めるとともに、エネルギー関連科学、加速器科学、宇宙科学、生命科学等の重要な基礎研究の推進を図り、あわせて国内外における学術交流及び学術協力体制の整備を進める等、学術研究の一層の振興のために努力してまいる所存であります。

第五は、社会教育及び体育、スポーツの振興についてであります。

科学技術の進歩や情報化社会の進展、核家族化の進行、人口構成の高齢化、自由時間の増大といった社会的諸条件の激変に対応し、国民は、今までの生涯を通じて新しい知識、技術を身につけるとともに、生きがいのある健康で心豊かな生活を送ることを求めております。この国民的要請にこたえるためには、生涯教育の観点から、学校、家庭、地域社会を通じて国民の生涯の各時期に応じた各種の教育機会を充実していくことが必要であります。このため、まず、社会教育においては、国公立社会教育施設の整備充実、社会教育指導者の養成確保、地方公共団体等の行う社会教育事業の奨励普及等に努めてまいりたいと考えております。このため、まず、社会教育においては、教育、学術、文化の国際交流及び国際協力の推進についてであります。

最後に、教育、学術、文化の国際交流及び国際協力の推進についてであります。

教育、学術、文化の国際交流及び国際協力の推進は、わが国の教育、学術、文化の発展向上に寄与することはもとより、わが国が国際社会の一員として人類の福祉と繁栄に積極的に貢献し、諸国民との相互理解を深め、眞の友好関係を築いていくためにもきわめて重要であります。

このように観点から、留学生の受け入れの拡充等、留学生事業の充実に引き続き努めるとともに、諸外国との学術交流及び学術協力、ユネスコを通じての協力等、関連する諸施策の充実を図つてまいる所存であります。また、海外子女教育の振興と帰国子女の受け入れ体制の整備にも格段の努力を払う考えであります。

以上、文教行政の当面する諸問題について所信

保、生涯スポーツ推進事業の拡充等の施策を一層進めることにより、たくましい青少年の育成と国民スポーツの振興に努めてまいりたいと考えております。さらには、国際競技力の向上やスポーツの国際交流の推進のための施策の充実にも力を入れてまいる所存であります。

第六は、文化の振興についてであります。古来わが国は、進んで諸外国の文化を摂取する一方、固有の文化との調和を図りながら独自のすぐれた文化を築いてまいりました。私は、このようない民族の歴史的蓄積である伝統文化の継承と新たな文化的創造は、私どもの重要な責務であると考えております。特に、近年、国民の間には、心の豊かさを求めて、文化的、芸術的活動に参加し、高度な芸術を鑑賞しようとする機運が高まっています。

このような状況に適切に対処するため、昭和五

八年度においては、国立能楽堂、国立文楽劇場を開場することとしているほか、第二国立劇場の設立準備、すぐれた芸術文化活動の奨励援助を引き続き行うとともに、文化財の保存整備の推進についても諸般の施策を講ずることとしております。

昭和五十八年度の文部省所管予算につきましては、財政再建という厳しい財政状況のもと、臨時行政調査会の答申の趣旨をも踏まえつつ編成いたしますところであります。文教は国政の基本であるとの認識に立ち、教育、学術、文化の諸施策について予算の確保に努めたところであります。

文部省所管の一般会計予算額は四兆五千三百三十七億五千三百百万円、国立学校特別会計予算額は一兆五千百五十九億一千二百百万円であります。その純計額は五兆三百二十三億六千六百万円となっています。

この純計額を昭和五十七年度の当初予算額と比較いたしますと、百三億二千二百百万円の増額となり、その増加率は〇・二%となつております。また、文部省所管の一般会計予算額は一・一%の減少となり、その増加率は〇・二%となつております。

以下、昭和五十八年度予算における主要な事項について御説明申し上げます。

第一は、初等中等教育の充実に関する経費であります。

まず、義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数につきましては、昭和五十五年度から第五次改善計画が発足したところであります。昭和五十八年度におきましては、昭和五十七年度に行つた五百人の定数縮減措置の復元をともに、教員定数の改善増につきましては、いわゆる行革関連特例法の趣旨を踏まえて、改善計画の第四次分として九百三十人の増員を行ふことといたしております。

また、教職員の資質の向上を図るために、新規採用教員等研修、免許外教科担任教員研修、教員の海外派遣、教育研究グループ補助、教育研究団体への助成など、各種研修を引き続き実施することとしております。

次に、小学校及び中学校における新教育課程の実施状況について、昭和五十六年度を初年度として四ヵ年にわたり総合的に調査研究を行い、将来の教育課程や学習指導方法の改善に資することとしておりますが、昭和五十八年度は第三年次として引き続き調査研究を進めることとしております。

生徒指導の充実強化につきましては、新たに教育相談活動推進事業を実施し、児童生徒の教育に関するさまざまな悩みを持つ学校の教員や父母の相談に応じ適切な助言を行うこととしたほか、引き続き生徒指導推進体制の強化を図るための中学校生徒指導推進会議等の開催、生徒指導担当教員の研修、生徒指導推進校の指定等を実施するとともに、人間性豊かな児童生徒の育成に資するため、勤労生産学習研究推進校の事業を行ふこととしたしております。

義務教育教科書の無償給与につきましては、引き続きこれを推進することとし、定価の改定などを所要の経費を計上いたしております。勤労生産学習研究推進校の事業を行ふこととした幼児教育につきましては、特に私立幼稚園園児の保護者の経済的な負担の軽減を図るために、幼稚園就園奨励費補助について、保育料等の減免限度額を引き上げることとしたほか、引き続き幼稚園施設の整備を図ることとしております。

特殊教育につきましては、重度・重複障害児のための介助職員の増員を図るとともに、心身障害児の適正就学の推進等を行うこととしておりまます。

学校給食につきましては、豊かで魅力ある学校給食を目指して、学校給食施設設備の整備を図ることとしております。

また、児童生徒等の健康の保持増進に係る事業の推進に努めるとともに、日本学校健康会の業務

についても充実を図ることとしております。

次に、公立学校施設の整備につきましては、校舎等建物の新增改築事業について、必要な事業量の確保と補助単価の引き上げを図るとともに、児童生徒急増地域における小中学校校舎の新增築に

対する国庫負担割合の特例措置の延長、危険建物改築補助基準の千点引き上げ措置の継続、非木造建物の耐力度測定方法の定式化を行うほか、新たに大規模改修費に対する補助及び中高等学校セミナー・ハウス整備費に対する補助を創設することとして、これらに要する経費として四千四百八十億円を計上いたします。

以上のほか、要保護・準要保護児童生徒援助の充実、地域改善対策としての教育の振興、定時制及び通信教育の振興、理科教育及び産業教育の充実、英語教育の振興など、各般の施策につきましても所要の経費を計上いたします。

第二は、高等教育の整備充実に関する経費であります。

その設置主体となる放送大学学園を設立いたしましたところではありますが、昭和五十八年度は、四月に

大学を設置するほか、昭和五十九年十二月放送局開局、昭和六十年四月の学生受け入れに向けて諸準備を進め、広く国公私立大学との連携協力のもとに、放送を効果的に活用した大学教育の実施を推進することとしております。

次に、国立大学の整備につきましては、高岡短期大学を富山県高岡市に創設するとともに、三重

大学に人文学部を設置することとしております。

また、地方における国立大学を中心とした教育研究上緊急なものについて学科等の整備充実を図ることとし、大学学部及び短期大学の学生入学定員を三百九十九人増員することとしております。

大学院につきましては、奈良教育大学及び福岡教育大学に新たに大学院を設置するほか、研究科、専攻の新設等により、三百五十三人の入学定員を増員を行うこととしております。

また、私立の高等学校から幼稚園までの経常費助成を行う都道府県に対する補助につきましては、臨時行政調査会の第三次答申もあり、二千七百七十億円を計上いたしておりますが、新たに私立大学等の研究装置等整備の補助として二十五億円を計上いたしております。

また、私立の高等学校から幼稚園までの経常費助成を行う都道府県に対する補助につきましては、広く体育、スポーツ施設の整備を進め

ます。

また、附属病院につきましては、新たに福井医科大学、山梨医科大学及び香川医科大学の医学部に病院を創設するほか、既設の附属病院についても救急部の新設など、その充実を図ることとしております。

なお、国立大学の入学料、検定料につきましては、諸般の情勢を総合的に勘案し、昭和五十八年度にこれを改定することとしております。

次に、公立大学につきましては、医科大学、看護大学等の経常費補助等について、引き続き所要の助成を図ることとしております。

さらに、育英奨学事業につきましては、日本英会の学資貸与について、政府貸付金八百六十八億円と返還金とを合わせて千百十八億円の学資貸与事業を行ふこととしたとしております。

第三は、学術の振興に関する経費であります。

まず、科学研究費補助金につきましては、独創的、先駆的な研究を推進し、わが国の学術研究を一段段に発展させるため引き続き拡充を図ることとし、昭和五十七年度に対し十五億円増の三百九十五億円を計上いたしております。

次に、重要基礎研究につきましては、エネルギー関連科学を始め加速器科学、生命科学等の研究を引き続き推進することとしております。

なお、新観測船「しらせ」の就航に伴い、南極地域観測事業の充実について配慮することとし、これより重要な基礎研究に要する経費として四百九十六億円を計上いたしております。

なお、学術情報等の学術研究基盤の整備及び国際的、外國人留学生の受け入れ等の事業を引き続き行うほか、新たに大型の教育装置の補助を行うこととし、専修学校教育の一層の振興を図ることとしております。

第五は、社会教育の振興に関する経費であります。

まず、地域における社会教育活動の拠点となる公立社会教育施設につきましては、引き続きその整備を促進することとし、これらの施策を要する経費として百五十四億円を計上いたしております。

第六は、社会教育活動の振興を図るために、社会教育主事、社会教育指導員等の社会教育指導者層の充実に努めるとともに、青少年、成人、婦人、高齢者など各層に對して学習機会を提供し、地域連帯意識を醸成するための地域活動を促進するなど、社会教育の幅広い展開を図ることとして所要の経費を計上いたしております。

また、社会教育活動の振興を図るために、新たな内外を通ずる学術交流、協力を図ることとし、各般の施策を進めることとしております。

第四は、私学助成に関する経費であります。

まず、私立の大学等に対する経常費補助につきましては、臨時行政調査会の第三次答申もあり、二千七百七十億円を計上いたしておりますが、新たに私立大学等の研究装置等整備の補助として二

十五億円を計上いたしております。

また、私立の高等学校から幼稚園までの経常費補助を行ふ都道府県に対する補助につきましては、高校生徒急減対策分については、生徒数の変動に伴う調整を行い、七百九十五億五千万円を計上いたしております。

日本私学振興財團の貸付事業につきましては、政府出資金十億円を計上するとともに、財政投融資資金からの借入金四百六十六億円を計上し、自己調達資金と合わせて昭和五十七年度と同額の八百五億円の貸付額を予定いたしております。

また、専修学校につきましては、教員の研修事業等に対する補助、生徒に対する奨学金の貸与、国費外国人留学生の受け入れ等の事業を引き続き行うほか、新たに大型の教育装置の補助を行ふこととしております。

第五は、社会教育の振興に関する経費であります。

まず、地域における社会教育活動の拠点となる公立社会教育施設につきましては、引き続きその整備を促進することとし、これらの施策を要する経費として百五十四億円を計上いたしております。

第六は、社会教育活動の振興を図るために、社会教育主事、社会教育指導員等の社会教育指導者層の充実に努めるとともに、青少年、成人、婦人、高齢者など各層に對して学習機会を提供し、地域連帯意識を醸成するための地域活動を促進するなど、社会教育の幅広い展開を図ることとして所要の経費を計上いたしております。

また、社会教育活動の振興を図るために、新たな内外を通ずる学術交流、協力を図ることとし、各般の施策を進めることとしております。

第四は、私学助成に関する経費であります。

まず、私立の大学等に対する経常費補助につきましては、臨時行政調査会の第三次答申もあり、二千七百七十億円を計上いたしておりますが、新たに私立大学等の研究装置等整備の補助として二

十五億円を計上いたしております。

また、私立の高等学校から幼稚園までの経常費補助を行ふ都道府県に対する補助につきましては、広く体育、スポーツ施設の整備を進め

あります。

国民の体力づくりとスポーツの普及振興につきましては、広く体育、スポーツ施設の整備を進め

るため、社会体育施設、学校体育施設について、その整備に要する経費として二百四十四億円を計上いたします。

また、学校体育につきましては、学校体育実技指導者の資質向上に努め、格技指導推進校の拡充を図るほか、学校体育大会の補助についても引き続き所要の経費を計上いたしております。

さらに、生涯スポーツ推進事業について一層の拡充を図るなど家庭、学校、地域における体力づくり事業の充実を図り、たくましい青少年の育成と明るく活力ある地域社会の形成に資することといたしております。

以上のか、日本体育協会の行う選手強化事業や国際交流事業等に対し引き続き補助を行うとともに、国民体育大会の助成など各般の施策につきましても所要の経費を計上いたしております。

第七は、芸術文化の振興と文化財保護の充実に関する経費であります。これらは、地域社会における文化の振興につきましては、子ども芸術劇場、青少年芸術劇場、移動芸術祭など各般の施策について、引き続き所要の経費を計上してその促進を図ることといたしております。

また、芸術文化創造の援助等につきましては、芸術関係団体の創作活動に対する補助、芸術家研修、芸術祭について引き続き所要の経費を計上するとともに、中国引き揚げ者に対する日本語教材を作成するための経費を計上いたしております。次に、文化財保護につきましては、国民の貴重な文化遺産の保存、活用を図るために、国宝、重要な文化財等の保存整備、埋蔵文化財の発掘調査、史跡の整備・公有化を進め、また、天然記念物の保護及び食害対策を充実するとともに、伝統芸能等の保存伝承を図ることといたしております。特に、能楽及び文楽の公開、伝承のため、国立能楽堂及び国立文楽劇場の施設を完成し、それぞれ昭和五十九年九月及び昭和五十九年三月に開場することといたしております。

また、文化施設の整備につきましては、地域社

会における文化振興の拠点となる文化会館、歴史民俗資料館等の地方文化施設の整備を引き続き行

うとともに、国立文化施設については、第二国立劇場の環境整備に要する経費を計上するなど、その設立準備を推進することといたしております。

第八は、教育、学術、文化の国際交流、協力の推進に関する経費であります。

まず、主として发展途上国への協力を促進するため、国費留学生の新規受け入れを引き続き拡大するとともに、外国政府がわが国に派遣する留学生のための予備教育への協力を積極的に進めるなど、留学生に関する事業を積極的に推進することといたしております。さらに、ユネスコを通じた教育協力等についてもその充実を図ることといたしております。

また、海外子女教育につきましては、日本人学校の増設等にも対応し派遣教員の増員等を行っており、新たに帰国子女教育受け入れ推進地域の指定を行なうなど、帰国子女受け入れ体制の整備を図ることといたしております。

次に、学術の国際交流・協力を推進するため、二国間、多国間にわたる各種の国際共同研究を引き続き推進するとともに、拠点大学方式による発展途上国との学術交流事業、先進諸国等との研究者交流事業など日本学術振興会が行う学術交流事業の充実を図ることといたしております。

以上、昭和五十八年度の文部省所管の予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第であります。何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○葉梨委員長 以上で説明は終わりました。

○葉梨委員長 次に、内閣提出、国立学校設置法の一部を改正する法律案及び義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたしました。

瀬戸山文部大臣。

國立学校設置法の一部を改正する法律案

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○瀬戸山国務大臣 このたび政府から提案いたしました國立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和五十八年度における國立大学の学部及び大学院の設置、國立短期大学の新設等について規定しているものであります。

まず第一は、三重大学の人文学部の設置についてであります。

これは、この地方における高等教育整備の必要性も勘案し、かねてから調査検討を進めてきたものであります。

まず第一は、奈良教育大学及び福岡教育大学の大学院の設置についてであります。

初等中等教育においては、より高度の専門性を有する教員の養成が求められているところであります。これは、既存の教員養成系大学のうち諸準備の整った両大学に教育学の修士課程の大学院を置き、こうした要求にこたえるとともに、学校教育に関する総合的な教育研究の充実を期するものであります。

第三は、高岡短期大学の新設等についてであります。これは、地域の多様な要請に積極的にこたえ、広く地域社会に対して開かれた特色ある短期大学として、富山県に高岡短期大学を設置し、今後の短期大学の運営及び教育研究の改善に資しようとするものであります。

また、山形大学に併設されている山形大学工業短期大学部については、これを廃止し、同大学工学部に統合することといたしております。

なお、高岡短期大学は本年十月に開学し、学生の入学は昭和六十一年度からとするものであり、山形大学工業短期大学部は昭和五十八年度から学生募集を停止し、五十九年度限りで廃止を予定するものであります。

以上のほか、昭和四十八年度以後に設置された医科大学等に係る職員の定員を改めるとともに、その他筑波大学に係る規定等について、所要の改正を行なうことといたしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

医科大学等に係る職員の定員を改めるとともに、その他筑波大学に係る規定等について、所要の改正を行なうことといたしております。

医科大学等に係る職員の定員を改めるとともに、その他筑波大学に係る規定等について、所要の改正を行なうことといたしております。

医科大学等に係る職員の定員を改めるとともに、その他筑波大学に係る規定等について、所要の改正を行なうことといたしております。

医科大学等に係る職員の定員を改めるとともに、その他筑波大学に係る規定等について、所要の改正を行なうことといたしております。

医科大学等に係る職員の定員を改めるとともに、その他筑波大学に係る規定等について、所要の改正を行なうことといたしております。

医科大学等に係る職員の定員を改めるとともに、その他筑波大学に係る規定等について、所要の改正を行なうことといたしております。

医科大学等に係る職員の定員を改めるとともに、その他筑波大学に係る規定等について、所要の改正を行なうことといたおります。

医科大学等に係る職員の定員を改めるとともに、その他筑波大学に係る規定等について、所要の改正を行なうことといたおります。

医科大学等に係る職員の定員を改めるとともに、その他筑波大学に係る規定等について、所要の改正を行なうことといたおります。

医科大学等に係る職員の定員を改めるとともに、その他筑波大学に係る規定等について、所要の改正を行なうことといたおります。

医科大学等に係る職員の定員を改めるとともに、その他筑波大学に係る規定等について、所要の改正を行なうことといたおります。

次に、法律案の内容について御説明いたしました。

まず第一に、児童または生徒が急増している地域にある公立の小学校または中学校の施設の整備を促進するため、引き続き昭和六十二年度まで、これらの学校の校舎の新築または増築に要する経費に係る国の負担割合を三分の二に引き上げる措置を講ずることといたしております。ただし、政令で定める市町村の設置する学校については七分の四とすることといたしております。

第二に、この法律の施行期日を昭和五十八年四月一日からとし、昭和五十七年度以前の予算に係る国庫負担金については、なお従前の例によることといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

○葉梨委員長 何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。

○葉梨委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○葉梨委員長 次に、小委員会設置の件についてお諮りいたします。義務教育諸学校等における育児休業をめぐる諸問題について調査検討するため小委員十六名からなる義務教育諸学校等における育児休業に関する小委員会をそれぞれ設置いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○葉梨委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○葉梨委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

小委員及び小委員長は、委員長が追つて指名し、公報をもつてお知らせいたします。

欠選任につきましては、あらかじめ委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○葉梨委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十一分散会

る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

國立学校設置法の一部を改正する法律案

國立学校設置法の一部を改正する法律

改正する法律

第三条第一項の表三重大学の項中「教育学部」を「人文学部」に改める。

第三条の二第一項中「神戸商船大学」を「神戸商船大学」に、「高知大学」を「高知大学」に改め

る。

第三条の三中「國立短期大學の名称及び位置

は」を「國立大學に併設される國立短期大學の名稱及び位置並びにその國立短期大學を併設する國

立大學の名称は」に改め、「とし、その國立短期大

學は、同表下欄に掲げる國立大學に併設されるもの」を削り、同条の表山形大學工業短期大學部の

項を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項

として次の一項を加える。

國立短期大學（國立大學に併設されるものを除く。）の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

國立短期大學の名称	位 置
高岡短期大学	富山県

理 由

三重大学に人文学部を、奈良教育大学ほか一大学に大学院を設置するとともに、高岡短期大学を新設し、山形大学工業短期大学部を廃止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔高岡短期大学の学生の入学〕

3 高岡短期大学は、昭和六十一年度から学生を入学させるものとする。

表の改正規定は昭和六十年四月一日から施行する。
(山形大学工業短期大学部の存続に関する経過措置)

2

山形大学工業短期大学部は、この法律による改正後の國立學校設置法第三条の三第二項の規定にかかるわらず、昭和六十一年三月三十日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

る。

〔高岡短期大学の学生の入学〕

3 高岡短期大学は、昭和六十一年度から学生を入学させるものとする。

3

高岡短期大学は、昭和六十一年度から学生を入学させるものとする。

る。

〔高岡短期大学の学生の入学〕

3 高岡短期大学は、昭和六十一年度から学生を入学させるものとする。

る。

〔高岡短期大学の学生の入学〕

3 高岡短期大学は、昭和六十一年度から学生を入学させるものとする。

る。

〔高岡短期大学の学生の入学〕

3 高岡短期大学は、昭和六十一年度から学生を入学させるものとする。

る。

〔高岡短期大学の学生の入学〕

3 高岡短期大学は、昭和六十一年度から学生を入学させるものとする。

る。

〔高岡短期大学の学生の入学〕

3 高岡短期大学は、昭和六十一年度から学生を入学させるものとする。

昭和五十八年二月二十八日印刷

昭和五十八年三月一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

K